

議案第10号

嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月2日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

組織機構改革の実施により住民サービスの向上及び行政組織の効率化を図るため、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町課設置条例の一部を改正する条例

嘉島町課設置条例（平成9年嘉島町条例第2号）の一部を次のように改正する。
第1条に次の1号を加える。

（9） 水環境課

第2条第7号オを削り、同条第8号イを削り、同条に次の1号を加える。

（9） 水環境課

ア 上下水道に関する事項

イ 環境衛生に関する事項

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（嘉島町議会委員会条例の一部改正）

第2条 嘉島町議会委員会条例（昭和31年嘉島村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「都市計画課」の次に「、水環境課」を加える。

嘉島町課設置条例(平成9年嘉島町条例第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 道路及び河川に関する事項 イ 住宅及び建築に関する事項 ウ その他土木に関する事項 エ 水防に関する事項 <u>オ 上下水道に関する事項</u> <p>(8) 都市計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 都市計画に関する事項 <u>イ 環境衛生に関する事項</u> 	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 水環境課</u></p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 道路及び河川に関する事項 イ 住宅及び建築に関する事項 ウ その他土木に関する事項 エ 水防に関する事項 <hr/> <p>(8) 都市計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 都市計画に関する事項 <hr/> <p><u>(9) 水環境課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア 上下水道に関する事項</u> <u>イ 環境衛生に関する事項</u>

嘉島町議会委員会条例(昭和31年嘉島村条例第8号)新旧対照表(附則第2条)

現行	改正後（案）
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 産業厚生常任委員会 6人</p> <p>町民保険課、福祉課、農政課、建設課、都市計画課_____及び農業委員会に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 産業厚生常任委員会 6人</p> <p>町民保険課、福祉課、農政課、建設課、都市計画課、<u>水環境課</u>及び農業委員会に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。</p>